

平成 1 8 年 3 月
勝浦市議会定例会会議録（第 7 号）

平成 1 8 年 3 月 2 2 日

○出席議員 21人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	7 番 末 吉 定 夫 君
8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君	10 番 寺 尾 重 雄 君
11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君	13 番 丸 昭 君
14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君	16 番 渡 辺 利 夫 君
17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君	19 番 伊 丹 富 夫 君
20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君	22 番 深 井 義 典 君

○欠席議員 1人

6 番 刈 込 欣 一 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 植 村 章 君	収 納 課 長 滝 本 幸 三 君
市 民 課 長 関 重 夫 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 押 垂 義 郎 君
社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 中 村 一 夫 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 渡 辺 秀 行 君
-------------------	-------------------

○

議 事 日 程

議事日程第 7 号

第 1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(予算審査特別委員長)

議案第25号 平成18年度勝浦市一般会計予算

議案第26号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計予算

議案第27号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第29号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第30号 平成18年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市福祉基金条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

議案第22号 千葉県自治センターの解散に関する協議について

議案第23号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第24号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

(教育民生常任委員長)

議案第7号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める陳情

陳情第2号 医療制度の改善を求める陳情

陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第20号 勝浦市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める意見書について

発議案第 2 号 医療制度の改善を求める意見書について

発議案第 3 号 介護保険制度の改善を求める意見書について

○

開 議

平成 18 年 3 月 22 日（水） 午後 1 時 00 分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は 21 人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

○

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第 1、議案・陳情を上程いたします。

議案第 25 号 平成 18 年度勝浦市一般会計予算、議案第 26 号 平成 18 年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計予算、議案第 27 号 平成 18 年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第 28 号 平成 18 年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第 29 号 平成 18 年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第 30 号 平成 18 年度勝浦市水道事業会計予算、以上 6 件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 児安利之君登壇）

○予算審査特別委員長（児安利之君）議長から指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案 6 件を審査するため、去る 3 月 15 日ないし 17 日の 3 日間、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長並びに関係課長の出席を求めて、その審査を終了いたしました。

その結果、議案 25 号 平成 18 年度勝浦市一般会計予算、議案第 27 号 平成 18 年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第 28 号 平成 18 年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第 29 号 平成 18 年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第 30 号 平成 18 年度勝浦市水道事業会計予算、以上 5 件については賛成多数で、議案第 26 号 平成 18 年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計予算は全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、あるいは意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げます。

まず、一般会計の歳入では、三位一体改革における国の補助金の削減や、一般財源等の縮減が

市民サービスに与える影響を最小限にとどめることに配慮し、歳入の確保が図られているものの、厳しい財政事情から、財産売り払い等も考慮し、財源不足の確保に努力されたい旨の要望がありました。

また、市営住宅使用料の滞納対策について、執行部にただしたところ、今までも滞納者に対して督促、夜間臨戸徴収等により納付の指導はしているが、納付につながっていない。今後は連帯保証人に対しても納付の指導を行い、滞納解消に努めていく旨の答弁がありました。

また、歳出では、ごみ収集の有料化、公共施設及びし尿収集手数料等の諸手数料の値上げがあるが、どのような行財政運営をして、この難局を乗り切ろうとしているのか、姿勢をただしたところ、何でも値上げる考えではなく、上げる中においても工夫を凝らし、市民の負担を軽くすることを考え、今後もそのような姿勢で臨んでいく旨の答弁がありました。

上野診療所の廃止について、地域医療の観点から、今後の対応についてただしたところ、建てかえの考えは今のところはないが、勝浦診療所の医師等、関係者を含め、対応策を検討中である旨の答弁がありました。

また、多数の議員から、中学生海外派遣事業補助金の補助率については従前の補助率で支出されたい旨の意見があり、これに対して市長から前向きに対処するとの答弁がありました。

次に、学校給食共同調理場特別会計予算では、調理場施設の維持管理と今後の予定をただしたところ、建築が昭和48年ということから、給湯配管、ボイラー、その他、随時整備を行っており、今後も洗浄機等の整備を図っていく旨の答弁がありました。

また、調理民間委託と食育等について、今後、どういう立場で学校給食を運営していくのかをただしたところ、食育の重要性、食の安全性、地産地消の拡大、経費削減等を踏まえて、慎重に検討したい旨の答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計予算については、保険税軽減割合を6割・4割から7割・5割・2割に変更したが、国保財政は制度的な問題もあり、厳しい運営が続くと思われる。医療費抑制につながる予防事業を充実させ、国保会計の安定に努めるよう要望がありました。

直営診療施設勘定の勝浦診療所については、患者をふやすなどの努力により一般会計繰出金を減らしていく方策があるかただしたところ、電子カルテ導入等の状況及び類似病院と比較、調査を行い、今後の対応を考えていく旨の答弁がありました。

次に、介護保険特別会計予算については、家族介護慰労事業はもっと市民に対し積極的な周知をしてもらいたい旨の要望がありました。

また、介護保険制度の改正に伴う地域支援事業の実施が予定されているが、どのように進めていくかただしたところ、関係各課の連携を取り合い、介護予防の実施及び高齢者の総合相談事業等の推進を図って行っていきたい旨の答弁がありました。

次に、水道事業会計予算については、漏水管の布設替えを行うことで老朽管が減り、漏水が少なくなり、有収量は上がることから、南広域水道企業団からの受水量を実態調査に基づき、直していく考えはあるかただしたところ、南房総広域水道企業団との関係を調整しながら、むだを省いていきたい旨の答弁がありました。

なお、議案第25号 平成18年度勝浦市一般会計予算、議案第27号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第29号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第30号 平成18年度勝浦市水道事

業会計予算、以上5件の各会計予算の税及び手数料は一斉に値上げが予定されており、市民にとっては影響が大きいことから、賛成できない旨の討論があったことを申し添えます。

以上申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）それでは、討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成18年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（水野正美君）起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第26号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第27号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第29号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上3件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第27号ないし議案第29号、以上3件は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第30号 平成18年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市福祉基金条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第22号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第23号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第24号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉総務常任委員長。

(総務常任委員長 末吉定夫君登壇)

○総務常任委員長（末吉定夫君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市福祉基金条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第22号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第23号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第24号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上10件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第9号ないし議案第13号、以上5件は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第14号 勝浦市福祉基金条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第21号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第22号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第23号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第24号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上4件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第21号ないし議案第24号、以上4件は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第7号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める陳情、陳情第2号 医療制度の改善を求める陳情、陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情、以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 児安利之君登壇）

○教育民生常任委員長（児安利之君）議長より指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第7号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第7号及び議案第8号、議案第15号ないし議案第17号は全員賛成で、議案第18号及び議案第19号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の中で、議案第18号及び議案第19号について、国保財政は非常に厳しい状況は承知している。7割・5割・2割の負担軽減措置は一定の評価をするが、今の時点では、前年対比で1人当たりの調定額が7.01%の負担増となる。ホテルコストの負担増、高額医療費の引き上げなど、制度的な医療費改革で導入とはいえ、税の値上げは認めがたい。

また、介護保険については、基金の投入により値上げ率を抑えたという努力はあるものの、前年対比で年額5,000円の負担増であり、また、新たに創設される地域支援事業など、国の給付費負担金割合を引き上げないと、自治体財政にも影響を来す。

両保険会計はいろいろ努力されているが、被保険者にとって耐えがたい保険税、保険料の値上げの提案であり、賛成できない旨の討論があったことを申し添えます。

次に、陳情第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める陳情、陳情第2号 医療制度の改善を求める陳情、陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま教育民生常任委員長よりご報告がございまして、その中で、陳情第1号から陳情第3号、この3件については願意妥当ということで採択した旨の報告がありました。私はこの中で、陳情第2号及び陳情第3号、とりわけ陳情第2号を中心として若干お伺いしたいわけであります。

この陳情第2号の要旨の中でも示されておりますが、今、医療制度改革に向けて国民的な議論が高まっているわけであります。昨年の10月に厚生労働省が発表した医療制度構造改革試案、これをたたき台にしまして、政府与党医療改革協議会が発足し、そして改革案づくりへ向けた本格的な作業が進められたわけであります。結論的には、昨年の12月1日、政府与党医療改革協議会が与党合意のもと、医療制度改革大綱を策定されました。

この背景には、急速に我が国は少子化が進んで、大きな社会問題になっているわけですが、これに伴い、医療費がかかる高齢者が増加する反面、その制度を支えていく若い世代、これが逆に減る傾向にあるわけです。このまま放置しますと、医療制度自体が崩壊しかねない。したがって、必要な医療がきちんと提供される医療制度を将来的に維持するためにも、今から将来の医療費の伸びが極端にならないよう抑制していく方策を講じていく必要が出てきているということ等を背景として検討され、そして与党合意のもとで医療制度改革大綱が策定されたわけであります。この大綱を踏まえて具体的な検討に着手して、平成18年度予算編成、あるいは平成18年度の通常国会に一連の改革のための法案を提出するということになってきているわけあります。それらを視野に入れて、恐らく今回、陳情が提出されてきたと、このように私は受けとめたわけであります。

しかしながら、私の立場からするならば、この陳情の要旨の中に、医療改革というよりも改悪である、こういう文言が記載されています。これらについては内容的に見ても、さらに十二分に検討し、そして議会として結論を出していく必要があるんじゃないか、このような見解に立つわけであります。したがって、国会に提出されてくるであろう、その中身の実態も明確でない、その段階において、こういう陳情に対する対応といいますか、これについては、さらに慎重に審査をした上で結論を出していくべきではないかと、こういう立場に立つわけですが、委員長の見解を求めたいと思います。

○議長（水野正美君）児安教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（児安利之君）請願であれ陳情であれ予算案であれ条例案であれ、慎重に審査するというのは大前提でありまして、それがなくていい加減に審査するということはありません。そういう意味では、私の見解というよりも、教育民生常任委員会として慎重に審査したという立場であります。

それから、改悪、改善の問題ですが、委員から審査の過程で出されました。改善であれ改悪であれ、医療費の改善を求める陳情という題目で出てきているわけでありまして、仮にこの陳情が

採択され、意見書を提出するという場合にはあえて改悪という言葉は削った方がいいという意見が出されて、大方のコンセンサスを得る上でも、改善ということで提出したらどうかということも、全会一致といいますか、全委員の合意で出されたという経過であります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）この陳情の要旨の冒頭に書かれているわけではありますが、昨年12月1日、政府与党が決定した医療制度改革大綱は云々とあるわけであります。私が申し上げるまでもなく、昨年12月1日、政府与党が決定した医療制度改革大綱の骨子は、まず第1に、改革の基本的な考え方が示されております。さらに、安心、信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療報酬等の見直し、改革の時期等からなる医療改革大綱であります。この陳情者におかれましては、この改革大綱そのものを否定されているという見解はとっていないのではないかと、このように要旨からうかがえるわけではありますが、しかしながら、その大綱等も含めて、その中身の問題で幾つか、陳情者からするところの改革を求める、こういうことなのかなと思うわけではありますが、そういうことになりますと、それを主張し、実現していくための、その財源をどうするのかとか、そういうところの財政的な見地に立ったものは全くふれないで、こう改革すべき、こうすべきと、こういうことになっているように思えるわけであります。したがって、政府与党の合意事項等を踏まえた、この医療制度改革大綱等を十二分に検討、研究し、その上で対応を考えても遅くはない、このように私は認識しているわけであります。その点については、教育民生常任委員会においては、医療制度改革大綱そのものの中身の検討をどのようになされたのか。なされたのか、なされないのかを含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水野正美君）児安教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（児安利之君）政府与党案がすべてではない、これは私個人の見解ですが、そう思います。

それから、陳情が出された場合に、財源問題まで踏み込んで一地方議会がこれを論議していくべきかどうかというのは、私は必ずしもそこまでやる必要はないだろうというふうに、これも私個人の考えです。

それから、教育民生常任委員会としては、前段でいろいろ言われているけれども、要は、最後に記されている3点ですね、この3点を勝浦市議会として国に対して要望してくれという趣旨でありますから、それらを検討した結果、願意妥当だろうということで、くしくも今、国会で陳情の2号、3号の問題を含めた議論がされているという中では、時宜を得たものであろうというふうな結論から、この陳情を採択するという結論になったわけであります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 勝浦市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第15号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第16号及び議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第18号 勝浦市国民健康保険保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第18号及び議案第19号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、陳情第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める陳情、陳情第2号 医療制度の改善を求める陳情、陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情、以上3件を一

括して採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、陳情第1号ないし陳情第3号、以上3件は採択と決しました。

○

○議長（水野正美君）次に、議案第20号 勝浦市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 丸 昭君登壇)

○建設経済常任委員長（丸 昭君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月14日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第20号 勝浦市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定については、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 勝浦市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める意見書について、発議案第2号 医療制度の改善を求める意見書について、発議案第3号 介護保険制度の改善を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。渡辺係長。

（職員朗読）

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

（15番 児安利之君登壇）

○15番（児安利之君）議長より指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

児童扶養手当は、母子家庭の子供の健やかな養育のために必要な支援であります。児童扶養手当の受給者が増大する中、政府は合理化・効率化を進め、児童扶養手当法を改正し、手当の受給期間が5年（事由発生から7年）を超える場合、政令により手当の額の2分の1に相当する額を超えない額を支給しないとしました。

児童扶養手当制度が母子家庭の自立を支援する制度として将来にわたり機能するよう、このたび制度変更が行われたものであるとされています。しかしながら、厚生労働省が平成15年11月に行った平成15年度全国母子世帯等調査結果によると、母子世帯となったときの母の平均年齢は33.5歳で、そのときの末子の平均年齢は4.8歳となっています。4.8歳の子の5年後は小学校中学年ごろに当たり、成長に伴う食費増、教育費増などが重なる時期となり、児童扶養手当の減額は子供の健やかな成長期を直撃することになりかねません。よって、国においては児童扶養手当の見直しによる受給5年後の減額率の緩和を図られるよう、強く要望しようとするものであります。

次に、発議案第2号 医療制度の改善を求める意見書について申し上げます。

昨年12月1日、政府が決定した医療制度改革大綱は、医療給付費を7兆円抑制するとしています。またまた高齢者への負担増が中心になっており、その内容は、長期入院の食費・ホテルコストの負担増、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割への負担増、そして70歳以上で一定額以上の所得者は2割から3割への負担増。高額医療費の引き上げ、さらに財源構成を公費約5割、現役世代からの支援4割、高齢者からの保険料1割とする新たな高齢者医療制度をつくって、75歳以上のすべての人から保険料を年金から徴収するなどとなっています。

これらが法案化され、今第164回通常国会に上程されました。これは現在の国民生活の実態から見ても、命と健康を奪い、新たな負担増という激しい痛みを強いるものとなります。そこには、国民の命と健康を支え、安心できる生活を保証するという社会保障の理念が欠落しております。

また、厚生労働省の医療制度構造改革試案では、国民皆保険制度を堅持するとしています。しかし、医療費の一定額まで保険対象外とする保険免除制度は、必要な医療はすべて保険で受けられる国民皆保険制度の根幹を崩す重大な提案であり、断じて容認できません。よって、国においては、だれもが安心してよい医療が受けられるよう、社会保障としての国民皆保険制度を守るため、次の措置を早急に講じられるよう強く要望します。

記

1. 国民及び地方自治体に負担増を強いる医療改革は行わないこと。

２．特に高齢者の窓口負担増、高齢者の長期入院の室料・食費の全額自己負担、新たな高齢者医療保険制度の創設など、高齢者に新たな負担増を強いる医療改革は行わないこと。

３．高齢者を初め、一般の人たちにも負担増を強いる高額医療費の引き上げを行わないこと。

次に、発議案第３号 介護保険制度の改善を求める意見書について申し上げます。

昨年の第 162回通常国会において介護保険見直し法案が成立しました。１０月１日から、施設入所、ショートステイ、デイサービス、デイケア利用者に、ホテルコスト（居住費・食事代）自己負担が導入されました。

また、４月からは、軽度者（要支援のすべてと、要介護１のほとんど）を、これまでの介護保険サービスから外し、通所系サービスを中心としたマネジメントを行う新予防給付が始まります。

今回の見直し法は、我が国がこれから迎える高齢社会のもとでの介護の社会化に逆行し、軽度者のサービス利用を制限し、施設入所者への利用者負担を大幅にふやし、高齢者とその家族の不安を増大させるものになっております。

現在、介護保険を利用している高齢者の多くは、７０歳代後半から８０歳、９０歳の高齢者で、多くは単身世帯であることと、認知症をあわせ持っております。こうした方々から現行のサービスを奪うことは、生きる気力を奪いかねません。よって、国においては、高齢者が安心して介護が受けられるよう、介護サービスに対する過重な負担の軽減と十分な基盤整備を図るため、次の措置を早急に講じられるよう、強く要望します。

記

１．介護保険料負担と新たに創設される地域支援事業等による市町村介護保険財政への負担を解消するために、国の介護給付費負担金等の割合を２５％から５０％に引き上げること。

２．制度改正に伴う施設入所者等への居住費・食費の自己負担並びに在宅サービス利用料負担を軽減するための利用料負担軽減措置制度について、低所得者対策の拡充と、あわせて低所得者以外の軽減対策を国の制度として創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げて提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第１号ないし発議案第３号、以上３件につきましては、会議規則第３７条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第１号ないし発議案第３号、以上３件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 児童扶養手当の減額率の緩和を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、発議案第2号 医療制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（水野正美君）次に、発議案第3号 介護保険制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

閉 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成18年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時59分 閉会

○

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第30号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第3号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第3号の総括審議

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

勝浦市議会副議長

署名議員

署名議員